

SUPPORT YOU EVERY SINGLE DAY
これからはじまる生活に24時間365日の安心を

Support
01

緊急サポートサービス

6つのサポートで、お部屋の中で起きる設備不具合を対応します！



カギのサポート

鍵をなくして、家に入れない
劣化して鍵が回らなくなった



水廻りのサポート

トイレが詰まって流れない
水洗から水がポタポタ漏れている



ガラスのサポート

突風でガラスが割れた
誤ってガラスを割ってしまった



ガスのサポート

ガスレンジが点火しない
お湯が出ない



電気設備のサポート

管球交換にしても照明がつかない
換気扇がつかない



暮らしのサポート

子供と連絡がとれない

無料 | ・出張費 ・最大60分までの基本作業
※詳しくは実施要項をご覧ください
有料 | ・延長料金 ・部材料金 ・特殊作業料金
・キャンセル料
※追加料金がかかります

待ち時間なし！ 外出先からでも！ 自己解決も！ 写真や動画で簡単に！

便利なサポート

URL <https://taske.in/kinkyu24>

LINEをご利用の方は、下記よりチャット形式でお問い合わせに自動対応いたします。

LINEチャットボットを使ってご自身で解決を図れます！

まずはQRコードで読み

友だち登録 or 応急処置案内

解決しない場合は…



LINEの
友だち登録後
チャット対応！



コンタクトセンターにて
受付・対応いたします。

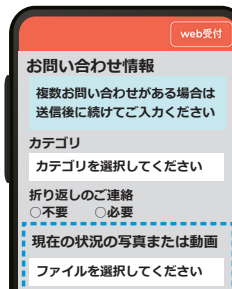


※受付順のご案内となりますので、折り返しのご連絡に時間がかかる場合もございます。

電話が繋がるのを待たずにWEBから問い合わせも！
「画像」や「動画」を添付でき、具体的に伝えられます！



画像や動画を
添付できます



コンタクトセンターにて
受付・対応いたします。



※受付順のご案内となりますので、折り返しのご連絡に時間がかかる場合もございます。

「階下漏水」や「鍵の紛失」など緊急を要する電話をしたいときは…

0120-381-643

9ヶ国語
対応

英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、ベトナム語

※2022.3現在

緊急サポート24

Support
02

健康医療情報サポートサービス

健康相談・医療相談・介護相談・育児相談・生活相談
メンタルヘルス・情報提供

24時間365日、「からだに関する相談」をお受けする電話相談窓口をご案内いたします。
医師・看護師などが、病気や身体についての相談を分かりやすくアドバイスいたします。
※このサービスは当社が診療・治療等の医療行為を行うものではありません。
※2023年9月より英語・中国語の対応が開始いたしました。(平日 9:00 ~ 17:00 受付)

英語 中国語



Support
03

盗難転居サポートサービス

空き巣の被害にあつて、もう同じ部屋に住みたくない…
そんな方の再出発を応援したい！新しいお部屋で心機一転していただく
ために弊社から**10万円**をバックアップいたします！

※給付条件やお手続きについては、裏面の会員規約をご覧ください。



Support
04

Life Cycle Concierge (ユーザー限定の会員特典)

〈ライフサイクルコンシェルジュ〉

ご利用につきましては右記URLもしくは二次元コードよりご確認ください。

<https://lifecycleconcierge.jp>



不要品買取サービス

引越や買替で発生した不要品を一括査定！

オンライン見積もり 無料
複数ショップでの比較が可能



ホームセキュリティ

工事不要！
5分で設置が完了するホームセキュリティ

初月**1,518円**(税込)～
利用可能



ハウスクリーニング

お部屋の「掃除」はプロにおまかせ！

ALL 10%OFF



収納サービス

お部屋の「荷物」を預けてスッキリ！
しかも12ヶ月♪

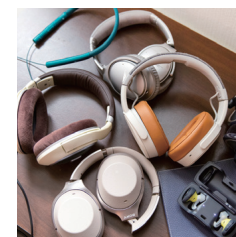
月額484円(税込)→
月額**110円**(税込)



健康食宅配サービス

70品以上・糖質90%OFFの食事をお届け！

初回購入金額より
2,000円(税込) 割引



ヘッドフォン 定額サービス

300種類を超えるヘッドフォンが使い放題

初回 **50%OFF**

上記の他にもお得に利用できるサービスが盛りだくさん！ ※掲載内容や特典は変更となる場合がございます。

サービス提供元：ジャパンベストレスキューシステム株式会社

実施要領「現場駆けつけサービス」

2021年12月24日改定

カテゴリ	場所 （設置箇所）	設備	症状	基本作業（現場駆けつけサービス対象） 対応作業	基本作業対象外 対応作業（例）※3	注意事項	
給排水設備 の不具合	キッチン・洗面所	給排水	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換	＊ 便器の脱着（ロータンク及び機能部を外す等）は追加料金（時間超過料金、特殊作業料金）が発生します。	
			詰まり	ローポンプによる作業、清掃、軽作業	トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入	＊ 原因箇所が公共下水管の場合、公共機関への連絡対応となります。	
			水・お湯が出ない	パッキン交換、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換	＊ トーラー及び高圧洗浄等の使用時は追加料金（時間超過料金、特殊作業料金）が発生します。	
			破損	止水・給水パッドシート、パッキン・シールテープ、部品まし締め等の応急処置	排水管部材交換	＊ 海外製などの特殊製品は、対応できない場合があります。	
		ディスポーザー	詰まり	詰まり除去の軽作業	分解洗浄、部品交換、本体交換	＊ 腐蝕となった部材交換の対応はできません。	
			破損	現場調査	部品交換、本体交換	＊ 寒冷地での水道管凍結は対応できません。	
			蛇口	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換	
				破損	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換	
	トイレ	給排水	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換		
			水が止まらない	止水作業・ロータンク内部部品調整等の応急処置	部材（ボールタップ、フロート弁等）交換		
			水が流れない	ロータンク内部材交換、部品外れ確認、バケツで水を流し入れる応急処置	部材（ボールタップ、フロート弁等）交換、トイレレバ交換		
			詰まり	ローポンプによる作業、清掃等の軽作業	トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入		
		給排水	破損	止水作業、各部調整、パッキン交換	部品交換、本体交換		
			漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換		
			詰まり	ローポンプによる作業、清掃等の軽作業	トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入		
			水・お湯が出ない	パッキン交換、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換		
	洗濯機置き場	破損	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換			
		詰まり	ローポンプによる作業、清掃等の軽作業	トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入			
階下	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部材交換				
	階下漏水	上階の状況確認、上階パイロットの確認、給水パッドシート設置による応急処置	高度及び高額な費用がかかる養生作業、上階の作業	天井裏の給水管及び排水管に関わる隠蔽部分は対象外となります。			
鍵の紛失・不具合	玄関	錠前	紛失による解錠	ピッキング解錠、サムターン回しによる解錠	バーロック解錠、クレセント錠解錠	＊ 解錠作業前に、利用者様の運転免許証等で本人確認を致します。	
			シリンドー詰まり	各部調整、清掃、潤滑剤塗布	分解洗浄	＊ 本人確認及び居住確認ができない場合、解錠作業は行いません。	
			ドアガード閉まり	現場調査	バーロック解錠	＊ 錠の種類及び状況（深夜時等）により、解錠できない場合があります。	
			施錠不良	各部調整、エアードスター清掃、潤滑剤塗布	分解洗浄	＊ 防犯性の高い特殊構造の鍵の場合、対応できない場合があります。	
窓ガラスの不具合	外気に触れた窓ガラス	窓ガラス	ヒビ・割れ	破損箇所養生、ガラスサイズの採寸	破損物撤去作業	＊ 解錠時にドスコープを破壊した場合、ドスコープの部品が有償となります。	
			破損	破損箇所養生、ガラスサイズの採寸	破損物撤去作業	＊ 玄関鍵以外の共有部分の鍵は対象外となります。	
	室内	照明器具	点灯不良	各部点検・調整、管球交換の確認	スイッチ交換、照明本体交換	＊ 鍵交換は、対象外となります。	
			落下・破損	現場調査	各部材交換、本体交換	＊ 接着剤等が原因の除去作業は、対応できない場合があります。	
	室内	エアコン	動かない・冷暖房がでない	現場調査	各部材交換、本体交換	＊ 鍵解錠後の施錠（外出される等）は対象外となります。	
			水漏れ	現場調査、ドレンホース清掃	各部材交換、本体交換	＊ ガラス交換は、特殊な作業料金が発生します。	
	トイレ	温水洗浄便座	水漏れ・動かない	現場調査	各部材交換、本体交換	各部材交換、本体交換	＊ 特殊なガラス交換には、日数がかかるまたは対応できない場合があります。
	室内	スイッチ	作動不良	各部点検・調整	スイッチ交換、ブレーカー交換	＊ 原因箇所が共用部分に及ぶ場合は対象外となります。	
			作動不良	通電確認	コンセント交換、ブレーカー交換		
	室内	停電	一部・全部停電	ブレーカー確認、過電流・絶縁測定、漏電回路切り離し、電力会社（地域停電含む）確認	配線工事、電気設備部材交換	換気扇及びモーター等部材交換	＊ 照明の緊急交換は、対象外となります。
							換気扇及びモーター等部材交換
	換気設備	換気扇	異音	清掃、現地調査（異音箇所特定、モーター確認）	換気扇及びモーター等部材交換	＊ 不具合の内容により、電力会社・各メーカー対応となる場合があります。	
			作動不良	清掃、現地調査（異音箇所特定、モーター確認）	換気扇及びモーター等部材交換	＊ テレビ・オーディオ・エアコン・冷蔵庫等利用者様の所有する家電製品は対象外となります。	
		レジスター（換気口）	作動不良（連動型・差圧型）	清掃、現地調査（作動及び通電確認）	レジスター部材交換、本体交換	＊ 原因箇所が共有部分に及ぶ場合は対象外となります。	
			破損	応急処置	レジスター部材交換、本体交換		
	室内	テレビ	視聴不良	現場調査			
	室内	電気温水器	お湯が出ない	現場調査	部品交換、本体交換		
コンロ	IHヒーター	作動不良	現地調査（主電源・適合調理鍋の確認・天板汚れ等確認）	部品交換、本体交換			
		エラーコード表示	現地調査（主電源・適合調理鍋の確認・天板汚れ等確認）	部品交換、本体交換			
玄関	インターフォン	作動不良	現地調査（インターホン症状・モニター・設置場所・電池BOX等確認）、電池交換、配線の抜き差し確認	インターフォン交換、配線及び部品交換			
室内	火災報知機	鳴動・誤作動	現場調査	電池式の火災報知機の現場調査	＊ コンセントタイプの火災報知機は対象ですが、電池式タイプは対象外となります。		
安否確認のサポート	—	—	安否確認	現地調査（インターフォン鳴らし在宅確認、ポスト内の郵便物及び外観からの確認）	＊ 電話による在宅確認をおこないません。		
ガス機器の不具合	給湯器設置場所	給湯器	お湯が出ない	現場調査	部品交換、本体交換	＊ 玄関鍵解錠の在宅確認はございません。	
			ガス漏れ	現場調査	部品交換、本体交換	＊ 電話によるマイコンメーターの復旧案内をおこない、利用者様ご自身でお試しください。	
			温度調整不良・エラー表示（点滅）	現場調査	部品交換、本体交換	＊ 専門業者の手配となった場合、各メーカー及びガス会社の手配対応となります。	
			水漏れ	現場調査	部品交換、本体交換	＊ 本体交換が必要な場合は、管理会社様へ対応をお願いしています。	
	浴室	バランス釜	お湯が出ない	現場調査			
			温度調整不良・エラー表示（点滅）	現場調査			
	室内	ガス警報機	警報機発報・エラー	現場調査			
	室内	ガス報知器	警報機発報・エラー	現場調査			

※ 部材料金及び特殊作業料金は、基本作業には含まれていません。 ※ 現場駆けつけ対応において 上記の基本作業を 駆けつけ業者が現場に到着した時点を起算点として最大60分間まで行うものとなります。ただし、当社がトラブルは解決したと判断した場合又は現場駆けつけ対応ではトラブルの解決が不可能であると判断した場合等駆けつけ業者がこれ以上現場に滞在する合理的な理由が無いと判断した場合は、その時点で現場駆けつけ対応は終了となります。 ※ 基本作業対象外の「対応作業例」は 一部の参考事例となります。

緊急サポート24 会員規約

第1条 (適用関係)
1. この利用規約は、ジャパンペストレスキューシステム株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する緊急駆けつけパッケージサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用等に関して適用されます（以下「利用規約」といいます。）。
2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用規約や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあり、それらの諸規定はこの利用規約の一部を構成するものとし、利用規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

第2条 (定義)
1. 「サービス対象物件」とは、当社が、本サービスを提供する住戸をいいます。
2. 「利用者」とは、サービス対象物件に居住する方で当社所定の方法で申請した本人（以下「本人」といいます。）及びその同居人で且つ、当社が登録した個人をいいます。

第3条 (本サービスの利用)
1. 利用者は、利用規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
2. 本人は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人に利用規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとし、

第4条 (消費税又は地方消費税率の変更)
本人は、消費税又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、第12条第1項に定める料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他本サービスの提供に基づき発生する税込価格の料金についても同様とします。

第5条 (有効期間)
1. 本サービスの有効期間は、当社が指定した日をもって開始とし、当該サービス対象物件に入居する契約が終了した日をもって終了とします。
2. 既に入居している住戸が新たにサービス対象物件となった場合には、当該住戸がサービス対象物件となった日をもって、本サービスの有効期間の開始とします。
3. 入居している住戸がサービス対象物件でなくなった場合には、当該住戸がサービス対象物件でなくなった日をもって、本サービスの有効期間の終了とします。

第6条 (登録情報の変更)
1. 利用者は、当社に届け出た連絡先や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとし、また、登録情報の変更は本人の申し出により行います。
2. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第7条 (利用資格の取消し)
利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は利用者の利用資格を取り消すことができるものとし、
① この利用規約又は諸規定の定めに違反した場合
② 不要な問合せや遅延しないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
③ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する、又は密接な関係を有する場合
④ その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

第8条 (個人情報)
1. 当社は本サービスの運営において知り得た会員及び利用者（以下、「会員等」といいます。）の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）その他の諸法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、また、取得した個人情報は、以下の利用目的に使用します。
① 当社事業、活動における各種サービスを提供するため
② 会員等に対して、当社及び当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため
③ ①における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接触する必要が生じた場合
④ 会員等から頂いたご意見、ご要望にお応えするため
2. 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、又は第三者に提供する場合があり、
① 会員等が同意している場合
② 個人情報保護法その他の法令により必要と判断された場合
3. 当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報を業務提携先等と共同で利用する場合があります。
4. 当社は、会員等又はその代理人から、会員等の個人情報の開示もしくは利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社所定の手続に従ってこれに応じるものとします。なお、当社の会員等の個人情報の取り扱いにつきましては、プライバシーポリシー（<https://www.jbr.co.jp/privacy/>）をご確認ください。

第9条 (規約の追加変更)
1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を改定することができるものとし、この場合、当社は、本規約を改定する旨、改定内容及び効力発生時期を、当社ウェブサイト、その他所定の方法により告知するものとし、
① 本規約の改定が、会員一般の利益に適合するとき
② 本規約の改定が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更内容の相当性その他改定に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項による場合のほか、事前に改定後の内容を当社ウェブサイトへの掲載、その他所定の方法により告知し、会員が告知後に当社に特段の申出をすることなく本サービスを利用した場合、改定後の本規約について承諾したものとして扱うこととします。

第10条 (反社会的勢力の排除)
1. 会員等は、第1条に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとし、
(1) 会員等が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜グロウ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）であること、又は次のいずれかに該当すること
① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
(2) 会員等が、自ら又は第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた要求行為
③ 本サービスに関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
⑤ その他前各号に準ずる行為
2. 当社は会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、この規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとし、その場合に当社に生じた損害は会員等がすべて賠償するものとし、会員等に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第2章 緊急サポートサービス

第11条 (内容)
1. 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用ダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。
① カギの紛失・故障等、カギのトラブル（但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。）
② 水廻りのトラブル
③ ガスのトラブル（18時以降は養生作業のみとなる可能性があります。）
④ ガスのトラブル
⑤ 電気設備のトラブル（9:00～18:00以外の時間帯については、出動対応ができない場合があります。）
⑥ 安否確認のサポート
2. 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。
3. 本条第1項の現場駆けつけ対応の対象となるのは、実施要領に定める基本作業で、かつ、一度の訪問及び作業で完結する一次対応に限るものとなります。実施要領に定める基本作業に該当しないもの又は又は再度の訪問及び作業については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除く。本サービスの対象外とします。また、現場駆けつけ対応は、設備不具合等の完全な解決を保証するものではなく、設備不具合等の内容や現場駆けつけ対応時の状況により、現地調査や応急処置を行うのみの対応、又は現場確認後に管理会社へ報告を行うのみの対応にとどまることがあることにつき利用者はあらかじめ同意するものとし、
4. 現場駆けつけ対応では設備不具合等が解決できないと考えられる場合、又は二次被害が発生することが予想される場合においては、当社の判断により現場駆けつけ対応を行わないことがある旨に会員はあらかじめ同意するものとします。
5. 本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の顔写真付き公的身分証明書（以下、単に「身分証明書」といいます。）による本人確認が必要となります。
6. 利用者は、作業員が、現場において設備不具合等の箇所、その旨が疑われる箇所及び作業内容等の写真を撮ることをあらかじめ同意するものとし、
7. 当社は、現場駆けつけ対応において、原則として、作業員が現場に到着した時点を起算点として1回当たり最大60分間までの実施要領に定める基本作業を行うものとし、また、設備不具合等が解決したと当社が判断した場合又は現場駆けつけ対応では設備不具合等の解決が不可能であると当社が判断した場合等、作業員がこれ以上現場に滞在する合理的な理由が無いと当社が判断した場合は、当社はその時点で現場駆けつけ対応を終了することができるものとし、

第12条 (利用料金)
1. 利用者は、現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。但し、次の各号の場合、利用者は別途実費等を負担する場合があります（第1号の場合については負担するものとし、
① 60分を超えた作業の代金（超過10分ごとに1,650円（税込））
② 現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金
③ 利用者の責に帰すべき事由により、現場駆けつけ作業員（以下「作業員」という。）到着後に現場駆けつけ対応がキャンセルになった場合のキャンセル料（6,050円（税込））
④ その他前各号に関連し、当社が当社の責に帰すべき事由なく前各号以外の実費等を負担した場合
2. 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、作業員と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
3. 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。

4. 当社は、前3項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとし、

第13条 (除外事項)
次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。
① 建物共有設備におけるトラブル
② 午後11時以降翌午前9時までの時間帯における破壊による開錠
③ 利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
④ 入居当初からの故障・破損に関するトラブル
⑤ 原状回復に関するトラブル
⑥ 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
⑦ その他当社が不適切と判断した場合

第3章 盗難転居サポートサービス

第14条 (内容)
本人が加入期間中にサービス対象物件の室内（ベランダは除きます。）において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に当社から見舞金10万円を給付します。

第15条 (見舞金の給付条件)
見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。
① 所轄の警察署に対して被害届を提出していること
② 侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約申し入れの意思表示をしていること
③ 転居先の住戸について、当社の指定する不動産賃貸業者を仲介者として賃貸借契約を締結していること
④ 本サービスの有効期間中に、当社所定の申請書を提出していること
⑤ 本サービスの有効期間中1回目の申請であること（2回目以降は対象外となります。）

第16条 (除外事由)
次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。
① 不在中に施錠されていた等、利用者の故意又は重大失による場合
② 利用者の親族、し居人、その他サービス対象物件の居室内に入り入ることができる者による盗難の場合
③ 地震等の天災や火災、暴動等、非常時における盗難の場合
④ その他当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

第17条 (手続)
1. 本人は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行うものとし、
① 当社所定の申請書（送金先の金融機関口座情報を含みます。）
② 転居先の賃貸借契約の写し
2. 前項の申請が、規約の定める要件をすべて満たす場合、当社又は当社の指定するものは、本人の指定した金融機関口座に、速やかに見舞金を送金します。

第18条 (他の補償制度との関係)
盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険ではなく、本人への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとし、

第4章 健康医療情報サポートサービス

第19条 (内容)
利用者は、年3回上限として健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、このサービスは当社が治療・診察行為を行うものではなく、また当社が直接トラブル解決を図るものではありません。

個人情報の取り扱いに関する同意書面

今回お客様からお預かりした個人情報の利用目的、取扱い等についてご説明するものです。
申込書・記入フォーム・お電話にてサービスの申込やお問い合わせくださる場合は、二次元バーコードまたは下記URLより内容を必ずお読みいただき、ご同意のうえご記入・お申込み・お問い合わせください。

